

令和4年7月7日 久留米市物品発注表

※「OA機器」で福岡県内の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札26-2 【郵便入札案件】
品名	Chromebook、iPad
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	Chromebook 761台、 iPad 125台
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和4年7月7日（木）から令和4年7月14日（木）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
同等品確認申請書受付	<p>(1) 受付方法 仕様書において同等品を可としているものにあつては、指定様式『同等品確認申請書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 受付期間 令和4年7月7日（木）から令和4年7月14日（木）午後5時15分まで</p> <p>(3) ファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 回答について 質問者にファックスで回答。ただし、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。 仕様書記載の参考商品、または上記申請により市が認定を行った製品でなければ無効とするため、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和4年7月26日（火）14時10分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	前払金（無） 部分払（有）※ただし2回まで。既納部分に相当する額を限度とする。
議会の議決	要
参加条件	<p>この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「OA機器」で登録があること。</p> <p>(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていな</p>

	<p>いこと。</p> <p>(3) 福岡県内に本社（本店）又は支店・営業所等があること。個人の場合は福岡県内に事業所等があること。</p>
欧州連合等の供給者の入札参加に関する事項	<p>(1) この競争入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 特例政令に規定する欧州連合等の供給者にあつては、上記「参加条件」の(1)(3)に掲げる要件を満たすことを要しない。</p> <p>(3) 特例政令に規定する欧州連合等の供給者であつて、久留米市物品供給業者有資格者名簿に登録されていない者がこの競争入札への参加を行おうとする場合は、競争入札参加資格審査申請書（物品）（以下「審査申請書」という。）を提出すること。</p> <p>(4) 「審査申請書」の様式は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。</p> <p>(5) 審査申請書の提出期間、場所及び方法 期間 本公告の日から令和4年7月14日（木）まで 場所 久留米市庁舎13階 総務部契約課 方法 郵送又は持参（郵送の場合、期間内必着）</p>
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。
入札書等の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。</p> <p>(4) 入札内訳書（様式第2号）には、入札書に記載した内容の内訳を記載すること。なお、入札内訳書（様式第2号）は、落札者のみ提出する。落札決定後速やかに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。</p>
郵便入札の方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、<u>長形3号サイズの封筒</u>に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和4年7月22日（金）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
入札の辞退	入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。</p> <p>(2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。</p> <p>(4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。</p> <p>(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>(7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき</p>
入札書の引換えの禁止	入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。
1者入札の取扱い	入札者が1者であつた場合においてもその入札は有効とする。

落札者の決定	<p>開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。</p> <p>(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。</p>
契約書の作成及び締結	<p>落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。</p>
開札の立会い	<p>(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。</p> <p>(2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。</p>
その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札 26-2 Chromebook、iPad

1. 入札書(様式第1号)
2. 入札内訳書(様式第2号)
3. 同等品確認申請書(様式第3号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)
3. 特例政令に規定する欧州連合等への供給者であり、有資格者名簿に登録されていない方は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。
様式及び提出要領は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 競争入札参加資格申請(物品) > 競争入札参加資格審査申請(物品)のご案内】
※今回の申請は、当該入札参加資格確認申請を行う契約に係る入札及び契約の手続きに限り有効です。
※電子申請は不要です。

【連絡先】	久留米市役所総務部契約課(市役所13階) 物品チーム TEL 0942-30-9172 FAX 0942-30-9713
-------	---

入札26-2

入札書

久留米市長 様

入札金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

No.	品名	規格	数量	金額
1	Chromebook	メーカー 〔 〕 製品名・型番 〔 〕	一式	
2	iPad	仕様書のとおり		

履行期間	令和5年3月31日まで	納入場所	指定場所
------	-------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和4年7月26日

所在地

商号(名称)

代表者職氏名

印

- 注) 1. インク又はボールペンで書いてください。
2. 金額の数字はアラビア数字(1、2、3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。
3. 訂正箇所(訂正印がないときは無効です)。
4. 金額の訂正はできませんので、必要な場合は再作成してください。

※この様式は、開札後、落札者のみ提出してください。

Chromebook、iPad 入札金額内訳書

No.	品名	メーカー、製品名、型番	数量	単価	金額
1	Chromebook	入札書に同じ	761台		
2	iPad	入札書に同じ	125台		
小計(消費税抜) 円 ※入札金額と一致のこと					

商号(業者名):

同等品確認申請書

令和 年 月 日

久留米市長様
(総務部契約課 物品)

住所 :
商号 (名称) :
代表者職名 : 印
TEL :
FAX : _____

下記入札案件において、別紙のとおり同等品の確認をお願いします。

なお、同等品に関するカタログ等資料を添付します。

※入札日：令和4年7月26日(火)

入札番号	26-2	契約担当課
入札案件名	Chromebook、iPad	総務部契約課
品名	製品 (メーカー、製品名、型番)	確認
Chromebook		認定 不認定

※参考商品以外で入札を希望する場合は、必ずこの申請書を事前に契約課へカタログ等と一緒にファックスで提出すること。【提出締切：令和4年7月14日(木)】

※事前に入札仕様書をよく確認し、仕様を満たす製品を記載すること。

※「製品 (メーカー、製品名、型番)」欄には、製品のメーカー、製品名、型番を明確に記入すること。

※必ず、製品の規格、メーカー、型番、仕様諸元が確認できるカタログ等を添付すること。

Chromebook 仕様書

1 端末の仕様

(1) 端末等の調達

以下の仕様を満たす端末を同一メーカー・機種で、761台調達すること。

項目	仕様
端末	<p>(1) 久留米市が認めるメーカー(ショップブランド不可)の製品であること。 * 2頁「参考商品」を参照のこと</p> <p>(2) OSは、Google Chrome OSとすること。</p> <p>(3) CPUは、Intel Celeron N4500以上とすること。</p> <p>(4) ストレージは、32GB以上とすること。</p> <p>(5) メモリは、4GB以上とすること。</p> <p>(6) 画面は、11~14インチで、タッチパネル対応とすること。</p> <p>(7) 無線LAN(IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n以上)、及びBluetooth(Smart Ready準拠)を搭載していること。</p> <p>(8) キーボードは、Bluetooth接続でない日本語JISキーボードとすること。</p> <p>(9) インカメラ及びアウトカメラを内蔵しているものとすること。</p> <p>(10) 音声接続端子として、マイク・ヘッドフォン端子が1つ以上あるものとすること。</p> <p>(11) ディスプレイ接続端子としてHDMIポートが1つ以上あるものとすること。</p> <p>(12) 外部接続端子として、USB3.0以上の端子及びUSB Type-Cが1つ以上あるものとすること。</p> <p>(13) バッテリーは、11時間以上駆動するものとすること。</p> <p>(14) バッテリーを装着した本体が1.5kg未満であること。</p> <p>(15) 充電アダプタ及び充電用ケーブルが付属されていること。</p> <p>(16) 本端末を学習者用コンピュータとして適切に運用するために最低限必須な以下設定について、ネットワークを介して行うための端末管理ツールをインストール済であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定・端末が利用するアプリ、拡張機能等の配信設定・接続先ネットワークの制御・紛失・盗難時の制御設定 <p>(17) OSが2029年6月末まで自動更新されること。</p>
端末保証等	<p>(1) 端末の保証期間内に発生した端末等の不具合に対して、学校活動に支障をきたさないよう、納品後1年間について速やかな修理または交換による端末保証を実施すること。</p> <p>(2) 使用者の自責による端末等の不具合、紛失、盗難に対して(納品台数の2%程度で生じると見込んでいる)、学校活動に支障をきたさないよう、納品後1年間について無償にて速やかな修理または交換の対応を行うサ</p>

項目	仕様
	<p>ービスを付すること。</p> <p>このサービスは、納品台数の 2%程度に相当する 16 台を、予め無償交換可能な予備機として梱包したまま提供する方法としてもよい。</p>
機能制限	<p>以下の項目についての機能制限を有すること。</p> <p>(1) 管理者以外の利用者による Chromebook 端末の設定変更及び初期化</p> <p>(2) 管理者以外の利用者によるアプリケーションのインストール及び削除</p> <p>(3) 児童生徒によるコンテンツ等の購入</p> <p>(4) 有害なインターネット WEB サイトの閲覧</p> <p>(5) SNS 投稿等のサイトの利用</p> <p>(6) 使用を許可されていない者の Chromebook 端末の利用</p>
参考商品	<p>以下の製品については、仕様を満たすものとして事前の申請無しに応札可とする。参考商品以外の同等品による応札を行う場合は、同等品確認申請書により、事前に承認を得ること。</p> <p><u>メーカー：NEC 製品名：Chromebook Y3</u></p>

(2) 提供サービス及び情報セキュリティ等の提供

以下の仕様を満たすサービス及びセキュリティ等を提供すること。

項目	仕様
情報資産の共有、保存及び管理サービス	<p>(1) 教職員や児童生徒等が作成したデータファイルを保存し、利用者ごとや特定の利用者間での共有ができるなど、クラウドサービス等の手段を提供すること。</p> <p>(2) Google Chrome OS に対応できること。</p> <p>(3) 共有領域に保存されたデータは、アクセスを許可されたアカウントを有する利用者以外には公開されないセキュリティを備えること。</p> <p>(4) クラウドストレージに対しては、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。</p>
端末本体のセキュリティ	<p>(1) Chromebook 端末本体について、データの漏えい・改ざん防止策、外部からの不正侵入防止策等を講じること。</p>
セキュリティの管理・運用	<p>(1) 有害サイトのブロックやアクセス制限等のフィルタリング機能を提供すること。</p> <p>(2) Chromebook 端末からのインターネット接続を禁止又は制限できる機能があること。</p> <p>(3) 情報漏洩防止対策及び外部からの不正侵入対策など、多層防御によるセキュリティ対策を講じること。</p>

(3) モバイルデバイス管理（以下「MDM」という。）の提供

以下の仕様を満たす MDM を提供すること。

項目	仕様
管理・運用	<p>(1) Chrome Education Upgrade(Google 純正 MDM 永続ライセンス)とすること。</p> <p>(2) 管理画面は日本語で表示されること。</p> <p>(3) 管理対象端末の状態を分かりやすく表示する管理画面であること。</p> <p>(4) 教育委員会事務局及び校舎内へのサーバー設置を必要としないクラウドサービスであり、クライアントインストールが不要であること。</p> <p>(5) Google Chrome OS で動作が保障されていること。</p> <p>(6) OS の開発元からアップデート版が配布された後、速やかに新しいバージョンの OS で動作確認実施済みのバージョンが配布されること。</p> <p>(7) リモートロックについて迅速に対応できること。</p>

(4) 端末等の納入

以下の仕様を満たす初期設定等を実施して納入すること。

項目	仕様
事前準備	<p>(1) 教育委員会事務局と協議して決定した日までに、各種設定・事前の動作確認を行い、納入先の学校等へ搬入し、端末等が利用できる状態にすること。</p> <p>(2) 納入した機器には、教育委員会事務局が指定する端末名、管理番号、導入日等を記載したテープラベルを貼り付けること。</p> <p>(3) 教育委員会事務局と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。</p> <p>(4) 搬入ルートや作業場所は、事前に学校等へ確認すること。</p> <p>(5) 作業時間や作業者の氏名について、事前に学校等へ通知すること。</p>
納入作業	<p>(1) 納入作業は、教育委員会事務局の承認を受けて行うこと。</p> <p>(2) 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、受注者の負担において、速やかに原状復旧すること。</p> <p>(3) 不要となる梱包材やごみは持ち帰ること。</p> <p>(4) 校内無線 LAN への接続設定を行うこと。</p>
納入物等	<p>(1) 端末の管理台帳（端末名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス等のリスト）を作成し、教育委員会事務局に提出すること。</p> <p>(2) 端末設定用シート（MDM やフィルタリング等のシステム設定を含む。）を作成し、電子データと文書を教育委員会事務局へ納入すること。</p> <p>(3) 納品物件の一覧表を作成し、端末等を納入する学校等へ引き渡すこと。</p> <p>(4) 機器の取り扱い説明書・付属品を納入する学校等へ引き渡すこと。</p> <p>(5) 納入機器等の保証書を教育委員会事務局に提出すること。</p> <p>(6) OS は最新版バージョンであること。</p> <p>(7) 教育委員会事務局が指定する内容や指示に応じて、端末を設定すること。</p>

項目	仕様
	<p>と。</p> <p>(8) 端末で、次のアプリケーションを使用できるように設定すること。</p> <p>① MDM で必要となるアプリケーション</p> <p>② インターネットを使用するために必要となるアプリケーション</p>
納入先	<p>(1) 端末等の納入は、以下の学校等であること。</p> <p>* 学校一覧・納品台数<別紙一覧のとおり></p> <p>* 各校に設置している端末保管庫に納品</p> <p>* 各校への納品台数は変更となる場合がある(納品総数の変更は無し)</p>
その他	<p>(1) 納入した端末等に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。</p> <p>(2) 端末の設定、セットアップ ID の取得及びリセット、基本操作、MDM、故障時や紛失時の対応等に係るマニュアルを作成し、教育委員会事務局と協議のうえ決定した方法・部数で提供すること。</p>

2 納入図書等

導入機器のマニュアルおよび導入機器一覧表等については必要数（納品先学校数分）を作成し、各校に提出すること。

また、完成図書（導入機器一覧表、機器配置図、機器設定表、導入機器マニュアル等）を1部作成し、教育委員会事務局に提出すること。様式は、教育委員会事務局に相談すること。完成図書と同時に、設置・設定時に使用したチェックシートを提出すること。

市が管理していく上で必要な書類が発生したときは、速やかに当該書類の作成および提出を行うこと。

また、提出図書に変更、修正、追加等が生じた場合は速やかに書類を提出すること。

3 費用

本仕様を満たすために必要な費用は、全て入札額に含むこと。

4 納期（厳守）

令和5年3月31日（金）までに納品すること。

5 法令の遵守

本導入の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）、久留米市情報セキュリティ規則（平成15年久留米市規則第50号）、久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市教育委員会規則第2号）等の関連法令を遵守しなければならない。

6 基本事項

本導入は、次に掲げる基本事項のほか、久留米市が定める基準に従って行うものとする。

(1) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の管理に関して久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

- ・受注者は、教育委員会事務局の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報を漏洩させてはならない。
- ・受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、またはほかの目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 著作権及び使用权

本事業で新たに作成された成果物の著作権は、受注者に帰属し、教育委員会事務局は、その使用の目的が存する期間において、電子的又は印刷したものを問わず自己の使用に供する目的に限り無償で使用及び複製できる権利を有する。

(4) 環境への配慮

受注者は、本導入の実施に関して久留米市の環境方針を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 本導入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本導入の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本導入において不明な点やこの仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、久留米市と協議のうえ定めるものとする。

別紙**納入先・納品台数 一覧****(高等学校 2 校、教育 ICT 推進課)**

学校名		住所	配置台数
高 01	南筑高等学校	久留米市御井町 1498-1	370 台
高 02	久留米商業高等学校	久留米市 1 丁目 1-1	361 台
教七	教育 ICT 推進課	久留米市南 1 丁目 8 番 1 号	30 台
合計			761 台

i P a d 仕様書

1 端末の仕様

(1) 端末等の調達

以下の仕様を満たす端末を、125台調達すること。

項目	仕様
端末	<ul style="list-style-type: none">(1) OS は、iPadOS とすること。(2) ストレージは、64 GB以上とすること。(3) CPU は AppleM1 以上とすること。(4) 画面は、10.9～12.9 インチとすること。(5) 無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax に接続可能であること)、及び Bluetooth (5.0 以上) を搭載していること。(6) 背面カメラ (1200 万画素以上) 及び前面カメラ (700 万画素以上) を内蔵していること。(7) 利用時に端末を自立させる機能を有したフラップケースを付属すること。(8) 画面の保護フィルムを張り付けた状態で納品すること。(9) 外部接続端子として、USB Type-C コネクタが1つ以上あるものとする
端末保証	<ul style="list-style-type: none">(10) ケース及びバッテリーを装着した本体が 1.5kg 未満であること。(11) 充電アダプタ及び充電用ケーブルが付属されていること。(12) Automated Device Enrollment (自動デバイス登録) に対応していること。 <ul style="list-style-type: none">(1) 通電日より1年間のメーカー保証を付属させること。

(2) モバイルデバイス管理 (以下「MDM」という。) の提供

以下の仕様を満たす MDM を提供すること。

項目	仕様
機能	<ul style="list-style-type: none">(1) 端末の機能制御設定が可能なこと。(2) 端末が利用する Apple Apps と Apple Books の配信する機能を有すること。(3) 接続先ネットワークの制御が可能なこと。(4) 紛失・盗難時のセキュリティ設定 (強制ロック、強制ワイプなど) 機能を有すること。(5) App Store アプリについては、管理者による強制配布の機能に加え、予め管理者が許可した (ホワイトリスト) アプリを端末側でインストール操作できる機能を有すること。(6) 管理コンソールからアプリを配信し、それに失敗した場合、アプリの再配信をする機能を有すること。さらに管理コンソールからアプリ配信に失敗した端末を確認する機能を有すること。

項目	仕様
	<p>(7) シリアルに複数のタグ情報を付与し、タグ情報やインベントリ情報をもとに端末をグループ化できる機能を有すること。また作成したグループに対し、アプリ配信やコマンド配信が容易にできること。</p> <p>(8) Apple School Manager にて提供される機能のうち、MDM と連携することにより実現可能な全ての機能に対応していること（Volume Purchasing, Device Enrollment, Shared iPad、管理対象 Apple ID、クラスルーム、スクールワーク等）。</p> <p>(9) 最新の iOS（iPadOS）への即日対応を5年以上継続していること。</p>
期間	(1) 5年以上のライセンスを含むこと。
備考	(1) 1.5万台以上の iPad 端末の管理を複数年運用している実績があること。

(3) 端末等の納入

以下の仕様を満たす初期設定等を実施して納入すること。

項目	仕様
事前準備	<p>(1) 教育委員会と協議して決定した日までに、導入先の学校への納入・各種設定・事前の動作確認を行い、端末等が利用できる状態にすること。</p> <p>(2) 教育委員会が指定する名称、番号、導入日等を記載したテープラベルを、導入した機器と付属するフラップケースそれぞれに貼り付けること。</p> <p>(3) 教育委員会と事前に協議のうえ、納入に関する作業計画書を作成し、提出すること。</p> <p>(4) 搬入ルートや作業場所は、事前に学校へ確認すること。</p> <p>(5) 学校に納入する際は、作業時間や作業者の氏名について、事前に当該学校へ通知すること。</p>
納入作業	<p>(1) 納入作業は、教育委員会の承認を受けて行うこと。</p> <p>(2) 納入先施設の建造物及び既存機器、その他の物件に損害を与えた場合は、教育委員会及び当該施設の管理者に報告するとともに、納入業者の負担において、速やかに原状復旧すること。</p> <p>(3) 不要となる梱包材やごみは持ち帰ること。</p> <p>(4) 校内無線 LAN への接続設定を行うこと。</p>

項目	仕様
設定等	<p>(1) 端末の管理台帳(端末名、管理番号、シリアル番号等のリスト)を作成すること。</p> <p>(2) 端末設定用シート (MDM やフィルタリング等のシステム設定を含む。)を作成し、電子データと文書で納入すること。</p> <p>(3) 納品物件の一覧表を作成し、端末等を納入する学校に納入すること。</p> <p>(4) 機器の取り扱い説明書・付属品を納入先に配布すること。</p> <p>(5) 納入機器等の保証書を教育委員会事務局に提出すること。</p> <p>(6) OS を最新版にバージョンアップすること。</p> <p>(7) 教育委員会事務局が指定する内容や指示に応じて、端末に設定すること。</p> <p>(8) 端末に、次のアプリケーションをインストールすること。</p> <p>① MDM で必要となるアプリケーション</p> <p>② Google Workspace for Education を使用するために必要となる以下のアプリケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> • Google Chrome • Google Classroom • Google スプレッドシート • Jamboard • Google Drive • Google Meet • Google ドキュメント • Google スライド • Gmail <p>③ その他学習等において必要なアプリケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> • Snap Type • リアルアニマルHD • つくるんです • DropTap • キーリンバ • 文字入れくん • サウンディングボード
納入先	<p>(1) 端末等の納入は、以下のとおり。</p> <p>*久留米市立特別支援学校 (久留米市南一丁目 2 - 1)</p> <p>*設置している端末充電保管庫に納品</p> <p>*納品先は、一部、久留米市教育センター(久留米市南 1 丁目 8 番 1 号)へ変更となる場合がある</p>
その他	<p>(1) 納入した端末等に瑕疵等があった場合は、速やかに交換すること。</p> <p>(2) 既存設定に関する内容は保守業者に確認をすること。</p>

2 納入図書等

導入機器のマニュアルおよび導入機器一覧表等については必要数を作成し、学校に提出すること。

また、完成図書(導入機器一覧表、機器配置図、機器設定表、導入機器マニュアル等)を1部作成し、教育委員会事務局に提出すること。様式は、教育委員会事務局に相談すること。完成図書と同時に、設置・設定時に使用したチェックシートを提出すること。

市が管理していく上で必要な書類が発生したときは、速やかに当該書類の作成および提出を行うこ

と。

また、提出図書に変更、修正、追加等が生じた場合は速やかに書類を提出すること。

3 費用

本仕様を満たすために必要な費用は、全て入札額に含むこと。

4 納期（厳守）

令和5年3月31日（金）までに納品すること。

5 法令の遵守

本導入の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）、久留米市情報セキュリティ規則（平成15年久留米市規則第50号）、久留米市教育委員会学校情報セキュリティ規則（平成29年久留米市教育委員会規則第2号）等の関連法令を遵守しなければならない。

6 基本事項

本導入は、次に掲げる基本事項のほか、久留米市が定める基準に従って行うものとする。

(1) 個人情報の取扱い

受注者は、個人情報の管理に関して久留米市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

- ・受注者は、教育委員会の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表をしてはならない。また、第三者に対し情報を漏洩させてはならない。
- ・受注者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、またはほかの目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。

(3) 著作権及び使用权

本事業で新たに作成された成果物の著作権は、受注者に帰属し、教育委員会事務局は、その使用の目的が存する期間において、電子的又は印刷したものを問わず自己の使用に供する目的に限り無償で使用及び複製できる権利を有する。

(4) 環境への配慮

受注者は、本導入の実施に関して久留米市の環境方針を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 本導入の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本導入の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本導入において不明な点やこの仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、久留米市と協議のうえ定めるものとする。